

災害時における【教職員】参集基準

災害の状況		在校時 (勤務時間内)	在宅時 (勤務時間外)	
			応急対策要員	その他の職員
突発地震	震度 6 弱以上	直ちに配置につく	直ちに参集	直ちに参集
	震度 5 強			自宅待機
	震度 5 弱			
	震度 4 以下	校長の指示による	校長の指示により参集する	自宅待機
「暴風警報」 大雨・暴風等特別警報 防災情報「警戒レベル5」		通常勤務	自宅待機または避難安全確保後、校長の指示により参集する	午前6時・11時時点で発令中の場合、校長の指示による
		午前11時前に解除された場合、以降は通常勤務		
暴風警報以外の気象警報・注意報 防災情報「警戒レベル4」以下		通常勤務	自宅待機	
南海トラフ地震臨時情報※1 「巨大地震警戒」※2		直ちに配置につく	校長の指示により参集する	自宅待機
南海トラフ地震臨時情報※1 「巨大地震注意」		校長の指示による		
停電・断水 浸水	学校	通常勤務	校長の指示により参集する	
	居住地	通常勤務	自宅待機	
津波注意報		通常勤務	自宅待機	
津波警報・大津波警報		校長の指示による	校長の指示により参集する	自宅待機
原子力災害・火山噴火				
Jアラート ※3	ミサイル発射	避難指示・避難行動	校長の指示により参集する	自宅待機
	ミサイル通過(影響無)	情報収集		

- 登校にあたっては、安全第一とし、危険な場所に近づかない。
公共交通機関を利用している場合は、事業者等の指示に従う。
安全に登校できないことが確認できた場合は、学校に連絡、指示を受ける。
- 下校について、安全が確認できるまでは学校待機。
保護者への引き渡し、または地区ごとの下校について、学校が検討する。
- 「自宅待機」時の学校からの指示は、原則、「絆ネット」により行う。
- 「休校」や「自宅待機」の場合は、『出席停止』として取り扱う。
- 津波注意報・津波警報・大津波警報・原子力災害・火山噴火について、登校前は、居住地の発令状況により対応する。
 - ・ 学校は津波予想区域外。
 - ・ 学校は浜岡原子力発電所の半径30km圏外であり、原子力災害対応を重点的に行う地域外。
 - ・ 火山避難対象エリア外で、降灰の影響はほとんどないと考えられる。
- ※1 南海トラフ地震臨時情報「調査中」「調査終了」については、平常の活動を継続し、学校は情報を収集する。
- ※2 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」により『事前避難地域』の対象となった場合。
『事前避難地域』対象外の場合は「調査中」に準じ、平常の活動を継続し、学校は情報を収集する
- ※3 在宅時にJアラート「ミサイル発射」が発信された場合は、1時間目は休講。避難行動等で遅れても遅刻としない。
- ※ 参集連絡があった教職員は、自らの安全を最優先して無理な参集を避ける。
周囲及び参集先経路等の安全を確認後に、可能な限り参集すること。
- ※ 遠距離通勤者は通勤路の状況によっては予め決められた参集先の県立学校に参集する。